

研究開発費の増加で減税となる制度の控除税額等の見直し (研究開発税制の見直し)

【目的】コロナ禍においても、企業の研究開発投資を維持・拡大させるため

【対象】大企業、中小企業 【期限】令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度

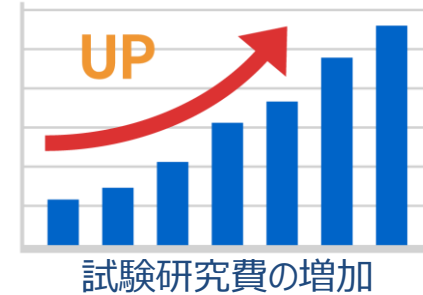
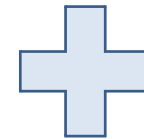
税金の減少

【一般型】

現行 6%

税額控除率	試験研究費の増減に応じ、2%～14% (中小法人：12%～17%) [試験研究費が平均売上金額の10%超の場合 上記割合×(試験研究費割合△10%)×0.5を加算]
控除上限	法人税額の25% (研究開発を行う一定のベンチャー企業は40%) [中小法人は10%上乗せ (増加率9.4%超の場合) 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合 0%～10%の上乗せ]

現行増加率
8%



基準年度と比較して売上が2%以上減少し、かつ、試験研究費を増加させた場合には税額控除額を5%上乗せ
(令和3年4月1日から令和5年3月31日の限定措置)
◆ 基準年度とは、令和2年2月1日前に最後に終了した事業年度

【改正での追加事項】

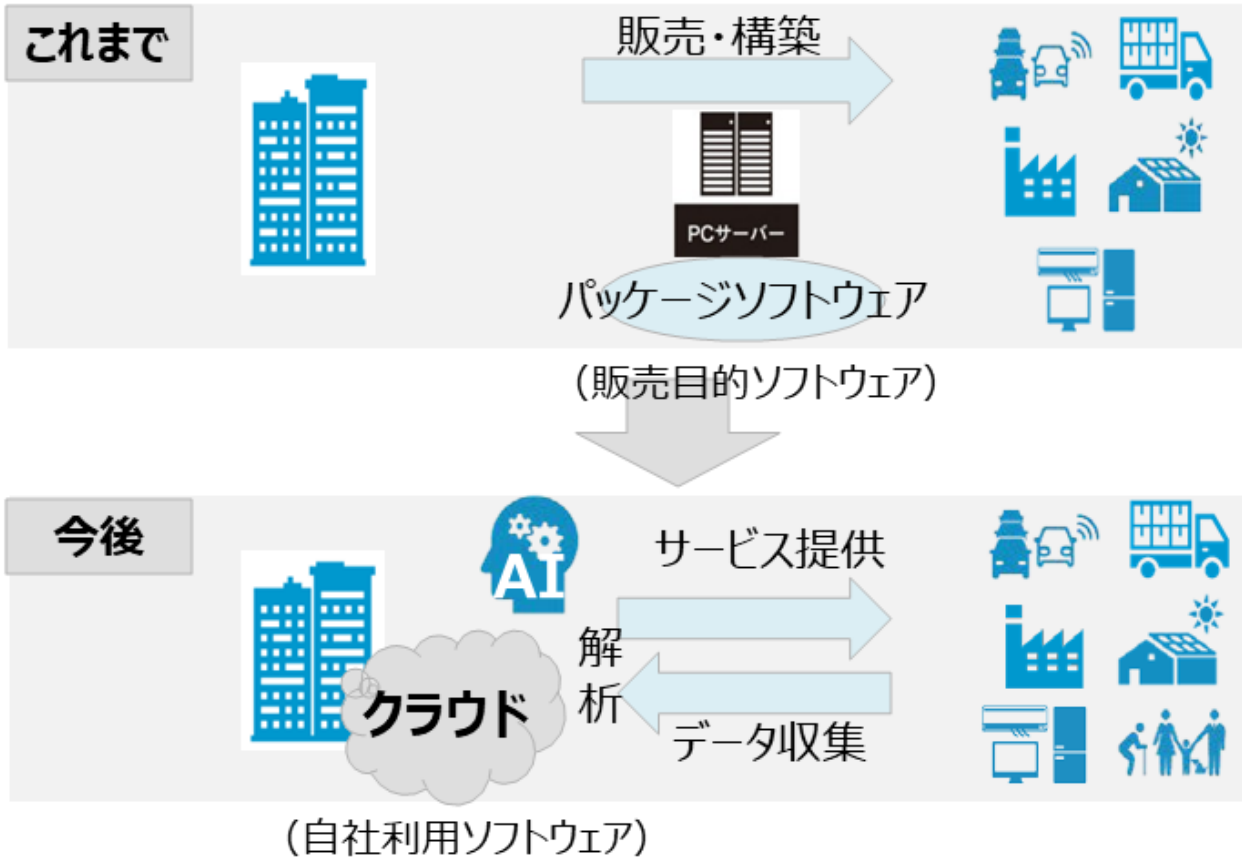
【オープンイノベーション型】

- ◆ 共同・委託研究の相手先に国公立大学・国立研究開発法人の外部化法人を追加し、その控除率を25%とする。
- ◆ 特別研究機関の範囲に人文系の研究機関を加える。
- ◆ 事務手続きの簡素化等の運用改善及び適正化を行う

研究開発費の増加で減税となる制度の対象費用の見直し

(研究開発税制の見直し)

【目的】ソフトウェア分野における研究開発を支援するため
 【対象】大企業、中小企業 【期限】令和3年4月1日から



【留意点など】

- ◆ 自社利用ソフトウェアの取得価額を構成する試験研究に要した費用が追加される。
- ◆ 研究開発費として費用処理をした金額で、棚卸資産、固定資産及び繰延資産の事業供用する時に試験研究の目的とならない「非試験研究用資産」の取得価額に含まれるものが加えられる。
- ◆ リバースエンジニアリング（新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う試験研究に該当しないもの）は除外される。

対象となる自社利用ソフトウェアの範囲については、今後留意が必要となる。

【出典】経済産業省「税制改正要望」